

研究

「労働市場の柔軟化」と規制緩和

—80年代 OECD の政策提起との関連で—

丹 下 晴 喜

目 次

- I. 問題意識と課題設定
- II. 「労働市場の柔軟化」の理論的背景
- III. 80年代 OECD における「労働市場の柔軟化」
- IV. 「労働市場の柔軟化」と労働政策
- V. 残された課題

I. 問題意識と課題設定

本論文の課題は、1970年代後半以降、OECD（経済協力開発機構）によって主張されてきた「労働市場の柔軟性（弾力性と称することもある）」の回復、すなわち「労働市場の柔軟化」について、その内容を明らかにすることである。1980年代にはいり、日本においても労働市場政策の規制緩和が展開したが、このような状況を理解するうえで、OECDにおける政策展開とその意味を問うことは必要な課題である。

1960年代後半以降、世界経済はスタグフレーションという事態を経験した。政策当局は、それがケインズ政策の展開の結果生じたものと理解し、現代資本主義における政策体系の内容を変化させることによって事態への対応をはかろうとした。それは、ケインズ的な意味での「完全雇用」の放棄であり、失業率とインフレ率の合理的な組み合わせによる経済成長の実現、構造的雇用創出による新しい「完全雇用」の実現であった。そして、この構造的雇用創出のための重要な前提が「労働市場の柔軟化」であった。

ところで、現代資本主義とは、古典的資本主義のもつ矛盾、すなわち失業を基礎として生じる貧困や不平等あるいは経済的不安定を克服する政策体系として理解されている。したがって、今日の資本主義を現代資本主義として規定しつづけるとすれば、ケインズ的な政策展開によってあれ、非ケインズ的な政策展開によってであれ、資本主義のもつ矛盾の発現が阻止できることを実証しなければならない。

しかし、現実のケインズ的な政策がスタグフレーションを結果し、それ以降選択された非ケインズ的な政策の道においても、現代資本主義は大量失業を克服するに到っていない。世界的な低成長期においても雇用の安定と賃金の柔軟性を確保したといわれながら、「平成不況」の継続の

なかで雇用悪化が予想される日本経済、成長率が回復しつつあるといわれながら、依然として高い失業率を持続させているアメリカ経済など、現代資本主義の「完全雇用」があらためて問題となっている。

規制緩和とは、市場経済への回帰であり、したがって景気循環の是認である。日本経済は、国際的摩擦を契機としては対外的な市場開放や経済構造の転換を要求されている。また、国内的にはバブル経済の後遺症から脱却しきれていない。そしてその結果、デフレ経済への転落が予感されている。さらに、為替変動や国際的資金移動は、日本経済の景気循環に対する影響を強め、一国レベルの為替と通貨の管理を困難にし、景気対策の手を縛ることになっている。

このようななか、大量失業が社会問題化する現実的可能性が存在している。近年、規制緩和による新産業の勃興が失業を吸収し、経済発展をもたらすということが主張されている。しかしそれ以前に、日本経済は、失業を社会問題化させないための対応を求められているように思われる。そしてこの対応の成否が、日本経済が現代資本主義として継続しうるかどうかの試金石となるのである。

以上のような問題意識を念頭に、本論文では、「労働市場の柔軟化」の起点を1980年代のOECDの議論にもとめ、その理論的・政策的な内容を明らかにし、最後に「労働市場の柔軟化」の経済学的意味を問うことにしたい。これは、日本の労働市場政策における規制緩和戦略の分析、あるいは日本における現代資本主義の政策分析におけた予備的考察として、重要な意味をもっているのである。

なお、「労働市場の柔軟化」は、経済構造の調整政策にかかわる問題であると同時に、そのことを前提にした個別資本の蓄積戦略にかかわる問題でもある。「労働市場の柔軟化」の総体的な検討はこの両者の分析を通じておこなわなければならないが、このことは直接の課題とせず、必要な限りにおいて論じることにはしたい。

Ⅱ. 「労働市場の柔軟化」の理論的背景

「労働市場の柔軟性」という用語は多様な意味において用いられており、概念そのものが曖昧である。「労働市場の柔軟性」とは賃金変動だけにかかわる問題ではなく、労働組織、労働力移動、人的資本形成によっても達成されるものといわれている。これを「柔軟化」の具体的対象という視点から分類すると、①労働の弾力性（機能的フレキシビリティ）、②賃金の弾力性、③雇用の弾力性、④労働時間のフレキシビリティという、4つの領域にかかわるものとして整理できるとされている。¹⁾「労働市場の柔軟化」といわれる現象にはさまざまな側面があるが、本章で問題にするのは、これらの諸現象を規定するコアとなる理解である。

OECDにおける「労働市場の柔軟化」は、当初、経済の構造調整、「積極的調整政策」のかかわりで捉えられていた。それは、高失業の原因を実質賃金の硬直性にもとめる認識を前提に、持続的失業の解消のためには賃金運動を阻害する制度的要因を規制緩和しなければならないという主張であった。その意味で「労働市場の柔軟化」とは、なによりも、「賃金の柔軟性」の回復を政策目標の中心に構想されているものと考えられる。そして、そのような主張の理論的源流は、

新古典派経済学とその今日的形態である新自由主義の経済学に求められる。「積極的調整政策」における「労働市場の柔軟化」について検討を行う前提として、これをささえる理論についての概観を行っておくことにする。

Ⅱ—1 新古典派経済学の労働市場モデル

まず、新古典派経済学における労働市場のイメージについて見ておこう。²⁾新古典派経済学は、セー法則と貨幣数量説を前提に、経済主体の合理的行動によって生じるそれぞれの市場での相対価格の変化が需給一致の均衡状態を生み出すということを主張している。

労働市場における均衡状態とは、完全雇用の状態である。それを成立させる経済主体の合理的行動とは、労働者の効用最大化行動および企業の利潤最大化行動である。すなわち、労働者は、労働することによる「収入の効用」と「労働の不効用」を比較考慮し、効用を最大化するように行動するのであり、また企業は、与えられた技術条件、資本設備のもとで利潤が最大となるよう生産量を決定し、雇用を決定するように行動するということである。

労働の供給量は、労働者の労働供給量の集計できまり、また労働の需要量は、企業の労働需要量の集計できまるのであり、完全競争市場を前提とすれば、実質賃金は失業が存在しない労働需給が一致した点で決定され、それは限界生産力と等しくなるのである。不一致の状況は、一時的なものとして、すなわち実質賃金の変動によって解消されるものとして把握されている。

このような新古典派経済学の理解にしたがえば、現存する失業は、労働市場の制度的障害によって発生するいわゆる摩擦的失業として理解され、かくして完全競争的なモデルを前提として完全雇用を実現する労働市場がイメージされているのである。³⁾

- 1) 福原宏幸「80年代労働市場フレキシブル化の現実と課題」（竹中恵美子編著『グローバル時代の労働と生活——そのトータリティをもとめて——』、ミネルヴァ書房、1993年）9頁。
- 2) 新古典派経済学の労働市場論については次の文献を参照した。伊賀隆、菊本義治、藤原秀夫著『マネタリストとケインジアン』（有斐閣、1983年）の44～45頁、135～136頁。島田晴雄、清家篤、古郡頼子、酒井幸雄、細川豊秋著『経済企画庁経済研究所研究シリーズ37 労働市場機構の研究』（経済企画庁経済研究所、1981年）の第Ⅱ章。後藤三郎、横尾邦夫著『現代社会と財政政策』（昭和堂、1983年）の第Ⅰ章、第Ⅱ章。
- 3) 以上のような新古典派経済学の連続的調整可能な価格機構論に対して、ケインズ経済学の労働市場論は全く異なった世界を想定していた。ケインズ経済学の労働市場は、有効需要の不足にもとづく非自発的失業と貨幣賃金の下方硬直性の想定という点に、その特徴を見出すことができる。

しかし、このケインズ経済学における想定そのものの理論的・実証的妥当性については、1960年代半ばまでに、広範な疑義が提起されるに到った。

Ⅱ—2 新自由主義の基本的考え方

ところで、このような新古典派経済学の理論は、ケインズ経済学によって論破され、それとの対抗のなかで存在することになるが、ケインズ経済学そのものが極度に定式化されるなかで、その解釈をみずからの一特殊理論として取り込むことになった。また、ケインズ経済学およびケインズの需要管理政策に対する批判理論として、貨幣数量説の復活を中核とするマネタリズムの議論、新自由主義の経済学という新しい形態を発展させることになった。⁴⁾

新自由主義の経済学は、ケインズが否定した新古典派経済学の三つの理論、すなわち、①セー

の法則，②市場調整メカニズムの有効性論，③雇用と実質賃金率の労働市場における決定論等の正当性を主張したうえで，特に③の労働市場論との関連で，期待と現実の時間的分離を重視する。そして，予想実質賃金率（予想物価上昇でデフレートした実質賃金率）と現実の実質賃金率との乖離は，人々の予想のフィード・バックによる修正を媒介に，長期的には一致すると主張した。

すなわち，総需要拡大政策による貨幣量の増加は，雇用者に名目総需要の拡大をもたらし，雇用者は労働需要を増大させる。また労働者は，賃金の上昇を実質賃金の上昇と「錯覚」し，労働供給を拡大させるのである。しかし，以上のような事態は短期的事象であり，長期的にみれば，雇用者も労働者も物価水準一般が上昇していることを理解し，生産量，雇用量，労働供給量はもとの水準に回帰し，失業率も自然失業率に収束するのである。⁵⁾

新自由主義の経済学からすれば，以上のような現実の展開を無視したケインズの完全雇用政策の継続は，自然失業率よりも低い失業率の実現，維持をめざすものであり，その帰結は，失業の増大につながるというわけである。すなわち，この失業率以下の高い雇用水準を維持する金融緩和はインフレの高進，賃金爆発へと関連し，また有効需要創出のための財政政策は総需要の十分な形成に影響をあたえることができず，需要の減退にともなって結局失業を増加させることになるというのである。

ところで，このような新自由主義の経済学は，労働需要量と雇用量が長期的には等しく，したがって均衡が成立するということを前提に，労働移動に対する障害の除去，労働者のもつ教育達成度の増加などの労働市場の構造に働きかける政策によって「摩擦的失業もしくは過渡的失業」を解消し，自然失業率の値を低めることが可能であるということを含意している。⁶⁾

逆にいえば，新自由主義の経済学は，以上のような労働市場モデル認識を前提に，現実の労働市場の状態を，競争原理が攪乱→企業の投資意欲の停滞→高失業の発生という脈絡でとらえ，その原因を国家や労働組合の市場への介入，硬直的な労使関係の形成にもとめる。これらによって労働者が「過剰保護」されていることが問題の根源であり，失業の低下と雇用の増加のために，関連する規制緩和が必要であるという把握になるのである。そしてこのことによって競争的な企業活動が保障され，それが，経済全体の良好な成長を実現し，問題解決への手掛かりを提示できるということになるのである。

- 4) 花輪俊哉「ケインズ理論と新古典派理論」（『経済セミナー』1979年8月号，日本評論社）を参照されたい。
- 5) この場合の自然失業率とは，実質賃金が生産性上昇率の範囲でしか上昇しないときの失業率であり，したがって，インフレが加速も減速もしない場合での失業率のことをいう。
- 6) 『「自然失業率」という言葉は誤解されている。それはなんらそれ以下に減少させることができない最低水準の失業を意味するものではない。むしろ，それは労働市場の現存する実質的条件に応じて生じる雇用率にかかわるものである。それは，労働市場に存する障害を除去すること，すなわち摩擦を減少させることによって低下させることができるのである』。ミルトン・フリードマン，保坂直達訳『インフレーションと失業』（マクロウヒル好學社，1978年）64頁。

Ⅲ. 80年代 OECD における「労働市場の柔軟化」

新自由主義の経済学は、ケインジアン政策が対応できない先進資本主義諸国の現実的困難に対する「処方箋」として登場した。それは、1970年代後半からの OECD の主張＝「積極的調整政策」の重要な理論的背景であった。本節では、この「積極的調整政策」の歴史的背景とその内容、「積極的調整政策」における「労働市場の柔軟化」について検討を行うことにしたい。

Ⅲ-1 「積極的調整政策」提起の背景

「積極的調整政策」とは、OECD によって提起された先進資本主義諸国における産業構造調整政策である。この政策は、1970年代後半以降の世界経済における環境変化の対応策として提起されたものであるとされている。まず、この政策提起の背景について概略しておこう。

1970年代後半以降の経済環境の変化とは、国際秩序の再編成をせまるような不均衡の発生、あるいはインフレーションの高進である。これらは、アメリカ資本主義の必要に基づき、その政治力と経済力を背景として行われた、先進資本主義諸国におけるケインズ的な経済政策の結果として理解された。戦後アメリカ資本主義は、世界経済の拡大と相互依存に極めて大きな役割を果たしてきた。しかし、強力な貿易単位として EC および日本が登場してきたことから、世界市場の再分割問題が生じ、拡大と相互依存の「多角的協力」の枠組みに新しい困難を引き起こすことになったのである。⁷⁾

1960年代初頭より、すでに成長力を低下させていたアメリカ資本主義は、成長政策と途上国援助の面で、他の先進資本主義諸国からの緊密な協力を必要とするようになっていた。問題は、国際収支構造の悪化として現れた。

1960年代後半、アメリカ資本主義は、拡大するヴェトナム戦争や「偉大な社会」建設のための社会計画の結果、需要圧力、インフレーション圧力を過度に高めることになった。アメリカ経済の動向は、多角的協力関係の枠組みを通じて、OECD 加盟の他の先進資本主義諸国の経済に大きな影響を与えることになった。他方、ヨーロッパの先進資本主義諸国では、国ごとに程度の差はあるもの、物価騰貴に対する遅れをとりもどす「賃金爆発」が生じ、労働市場の不完全性、硬直性の増大が問題視されるようになった。

1970～71年には小さな景気後退が生じた。これに対する先進資本主義諸国の経済政策は、急速かつ同時的な景気拡大をもたらした。それは、アジャスタブル・ベッグ制の崩壊による国際準備資産の増大と通貨供給量の増大、食糧・原材料価格の高騰などと結びつき、持続的なインフレーションをもたらした。財政金融政策は、速すぎる需要拡大と過度のインフレーションへ対処するために、1973年までに抑制基調に転じていた。しかし、第一次石油危機の発生はインフレーションの加速と賃金爆発の危険性を増大させ、これに対応した引締め政策の強化は経済の縮小効果をさらに助長することになった。世界経済全体としては、インフレと失業の克服、新しエネルギー政策の確立が最大の課題となった。安い石油に依存した先進国の経済は行き詰まり、工業化に成功した発展途上国の世界市場への参入がみられるようになった。世界貿易のなかでの保護主義的傾

向の拡大が生じる一方で、世界経済は従来にまして相互依存をつよめる状況にあった。このようななかで、アメリカ資本主義は、1971～72年に貿易収支を、また1977年に経常収支を赤字に転化させるに到っている。

ところで、以上のような1960年代半ばから70年代半ばまでの世界経済の展開のなかで、インフレーション傾向を許容しない政策、通貨・信用アグリゲーツ（総供給量）の動きを重視する政策への転換が行われ始めた。すなわち、ケインズの政策体系から非ケインズの政策への移行の開始である。通貨・信用アグリゲーツに対する長期目標が公式表明され、抑制的通貨目標に対して雇用維持的な財政政策および予算赤字の円滑な資金調達を調和させるポリシー・ミックスが行われることとなった。財政・金融政策については、一方でその景気安定的効果が否定されるとともに、他方でインフレ率のコントロール効果、生産性向上のための貯蓄・投資刺激効果が期待されるようになった。それは、ドルの国際通貨としての地位後退が為替変動相場制への余儀なくし、新しい物価基準にもとづく価格体系の成立を要請したもとの、世界市場における対立を抑えるための不可欠な政策転換であった。

80年代初頭、世界経済は、物価の上昇と景気の後退がかさなるスタグフレーションの渦中にあり、これへの対応が経済政策の緊急課題であった。レーガン政権はインフレ対策を優先させ、通貨供給量の縮小を実施する一方で、減税と軍拡を推進した。その結果、高金利とドル高という事態が発生し、その帰結として双子の赤字という事態を進行させることとなった。

先進資本主義諸国は、在庫調整の完了、原油の値下がりのなか、インフレーションを鎮静化させ、不況の底から脱け出る一方、アメリカの国内産業空洞化と対外依存の増大を背景に対米輸出を拡大させ、貿易摩擦を激化させていった。

第2次石油危機後の不況を脱する一方で、先進資本主義諸国には多くの不安材料がのこされることになった。そして以上のような政策転換の開始については、自由市場を前提とした緊密な国際関係という前提のもとで、当初からその困難な課題が指摘されていた⁸⁾。その困難は、80年代の世界経済の状況のもとでより明確にならざるをえなかった。すなわち、それは、国内志向の通貨アグリゲーツ目標の追求と為替レートの管理との調和の困難性という問題であった。

したがって、抑制的な通貨目標に適合的なポリシー・ミックスは、1970年代末から1980年代初頭の時期においては、国際的協調の枠組みを前提とした国内均衡と国際均衡を同時達成するためのポリシー・ミックスとして展開したのである。すなわち、それは、雇用と物価の安定を同時達成するような国民総生産の実現である国内均衡と、適性な為替レートによって国際収支を均衡させる国際均衡の同時達成という外的条件のもとで、マクロ経済の安定とミクロ経済の柔軟化を市場機能の強化によって調整する「積極的調整政策」の採用であった⁹⁾。こうした経済政策が、1970年代末から1980年代初頭にかけて、規制緩和を主軸に展開することになるのである¹⁰⁾。そして、このような政策転換によって、インフレーションの抑制が一定の成果をあげながらも、失業者、失業率が増加し、また構造調整が生じなかったことを背景として、「積極的調整政策」あるいは「労働市場の柔軟化」の重要性が強調されてきたのである。

7) 以下の分析については、小宮隆太郎・赤尾信敏訳『世界インフレと失業の克服・OECDマクラッケン・レポート・』（日本経済新聞社、1978年）第1部、第1章を参照されたい。

8) 【OECD通貨研究シリーズ通貨目標とインフレーション抑制（日経調査資料80-8）】（日本経済調査

協議会，1980年）13ページ。

- 9) マクロ経済のパフォーマンス（価格水準の安定，総需要の安定，対外均衡，雇用，経済成長）は，ミクロ経済の柔軟性と相互規定的関係にあるとされ，このような理解を背景に規制緩和による市場原理重視の政策が主張されている。経済協力開発機構編・日本経済調査協議会訳『積極的調整政策——先進国における産業構造調整への提言——』（金融財政事情研究会，1984年）13～17ページ。
- 10) 三好正巳「産業合理化の現段階と労働組合（上）」（『立命館経済学』第38巻第2号）2ページを参照されたい。三好氏は，スタグフレーションの現実とそれに対する政策転換から，1974～75年を現代資本主義の新しい段階の開始とするとともに，以上のような政策が採用される1970年代末から80年代初頭にかけてをそのなかでの新しい階梯として位置付けている。本論文も基本的にこの立場にたっている。

Ⅲ－2 「積極的調整政策」と「労働市場の柔軟化」

「積極的調整政策」は，1978年4月にOECD事務局によってはじめて提案され，同年6月に開かれたOECD閣僚理事会において議論，承認された政策である。¹¹⁾

閣僚理事会のコミュニケ『より積極的な調整政策への漸進的な移行のためのいくつかの一般的方向づけ』は，世界的な不況の構造変化に対応して，自国の産業保護強化といった保護主義的政策を超え，産業調整を推進することへの先進資本主義諸国の合意であり，産業政策，労働市場政策，地域政策，農業政策などの分野における，加盟諸国の協調行動にむけた計画の一部として位置づけられている。¹²⁾

「積極的調整政策」は，市場メカニズムに最大限依存し，その市場調整力を積極的に活用することを基調としている。このことによって，産業構造の変化にともなう産業調整の必要性に対応し，衰退産業に対する政府の介入・援助を最小限におさえ，成長可能性のある産業を積極的に育成し，経済成長の実現と雇用の拡大を図ろうというものである。¹³⁾ その基本的前提は，競争的市場経済こそが，社会的，経済的，技術的変化への柔軟かつ積極的な対応を可能にする最善のメカニズムである，という新自由主義的な理解である。

以上のようなコミュニケの考え方は，経済政策委員会の特別グループによってフォローアップされ，『積極的調整政策に関する声明』（1982年5月11日，閣僚理事会共同コミュニケ）に反映されるとともに，『積極的調整の透明性——政府介入の確認と評価』¹⁴⁾ および最終報告『積極的調整政策——先進国における産業構造調整への提言』（以下，『83年提言』とする）として公表されている。

ところで，この「積極的調整政策」において，労働市場の「硬直性」の除去，すなわち「労働市場の柔軟性」の回復はどのように位置づけられているのだろうか。

OECDは，この「積極的調整政策」に到る労働市場政策として，1964年，「経済成長を促進する手段としての労働力政策」に関する理事会勧告を採択した。これは「積極的労働力政策」として知られているものである。その内容は，経済構造と雇用構造の変化に労働力資源を適切に対応させ，労働力不足に伴うインフレ圧力を緩和し，順当な経済成長を図るというものであり，職業紹介機能の充実，教育訓練制度の改善，地域間移動の促進措置などをその政策手段とするものであった。

以上の政策的到達点を前提に，『積極的調整政策に関する声明』においては，「労働の移動性お

よび所得形成が需要と供給の状態と密接に合致していることは、積極的調整にとって絶対必要である」として、「労働市場の柔軟化」が調整政策の絶対的な前提条件とされている。

また、このような理解は、『83年提言』においてより具体化されている。同報告においては、まず「1980年代に先進諸国の適応性を危うくするおそれがある社会経済の硬直性」として、「労働市場および資本市場の独自の問題、経済に対する政府の直接介入の増加、大規模な資本集約的テクノロジーの硬直化効果、大規模投資、さらに国際貿易における保護主義の復活」などを挙げ、それらの基本的起源を、①高雇用水準時代に形成された態度や制度、②公共部門や社会計画、規制の成長、③構造変化の社会的影響を回避しようとする政府の企図、④緩慢な経済成長などにもとめている。そして、同報告書では、経済成長と構造調整が相互に連関性をもつという認識を前提に、マクロ経済の安定とミクロ経済の柔軟性との好循環を実現するための諸方策が検討されているのである。¹⁵⁾

「労働市場の柔軟化」に関連したものは、「第1部 マクロ経済政策の構造的意味¹⁶⁾」において、「経済活動の特定の増加にたいして失業総数の反応性が低下したことはまた、かなりの程度労働市場の運営機能の不完全さと硬直性に帰することができる」とし、積極的調整とのかかわりで、「理想的には、実質賃金水準は、生産性の変化ばかりでなく、要素市場および生産物市場の需給状態を確実に反映するよう、十分な弾力性をもたなければならない」ということが指摘され、この目的のための努力として、産業における労使間、政労使間の協議のあり方が示唆されている。

また、「第2部 ミクロ経済政策の構造的意味とマクロ経済的意味¹⁷⁾」においては、経済目標と社会目標との間に存在し、それらを実現する積極的調整政策と労働力および社会政策との間に存在する長期的かつ高度な補足関係が確認され、「労働力および社会政策が、社会目標の達成を損なうことなく、積極的政策をより強化し、または妨げることが少ないと考えられるいくつかの問題」(P144)として、次の点が指摘されている。

第1は、構造調整と能率的な労働市場の運営の問題である。これは、多くの国において存在している「固定された産業間の賃金格差と最も競争力のない産業における雇用水準の維持の双方の達成を企てながら、同時にしばしば実質賃金の下方弾力性をみとめようとしめない事実」(P147)を念頭において、労働の移動性および実質賃金の弾力性が構造調整にとって決定的な必要条件になっているという提起である。

第2は、労働市場の性質の変化への労働力政策の対応の問題である。これは、現在および将来の失業とこれによって生じる調整問題は、労働市場において需給の調和を失敗させた特定の構造的要因によって引き起こされたものであり、「マクロ経済の需要管理と賃金水準の弾力性だけにたよっては解決することはできない」とされ、「労働市場の不適当なくみあわせの基礎となっている特定の構造的質的原因に直接向けられる実施手段によってさらに調整を促進することが緊急に必要」(P151)になっているという提起である。

実施手段については、「教育訓練及び公共職業安定所の能率を高めることによって労働市場の反応性の基礎条件を改善するための政策」や、政府部門の雇用創出計画、早期定年制、労働の柔軟性、労働時間短縮などの「労働の需要を増大しまたは供給を減じることによって、もっと直接に失業の局面に取り組むための特別介入手段」(P151)などが検討されている。

第3は、社会政策と労働市場の調整に関する問題である。これは、「雇用の安定性の増加、所

得の再配分及び労働危険の軽減のための社会的手段」が「労働市場の有効な機能に意図しない副作用」をもたらし、その他の諸市場に悪影響を与え、硬直性をもたらすという認識を前提としている（P159）。そして、所得と雇用の安定を備え、労働市場の能率的機能に対する悪影響を最小限に止めるようにそれらの社会的手段、すなわち社会政策の「模様替え」が必要になっているという提起である。

具体的には、労働の移動性と矛盾する雇用の保障、余剰人員への手当、解雇規制など、労働市場の柔軟性を低下させる要因を排除するとともに、調整の更なる進展にむけた社会政策の再設計、若年層などの特定グループに適する方向での最低賃金制度の再検討、配置転換に対するインセンティブを拡大するような失業援助計画の再設計が検討されている。

- 11) 土肥原洋氏は、構造調整政策の先進国型、発展途上国型、日本型、OECD型の内容を明らかにし、特に70年代後半から80年代にかけてのOECDの構造調整政策について、4つの局面においてとらえている。「市場重視のOECD型構造調整案」（『日本経済センター会報』1990年7月15日号）を参照されたい。
- 12) 前掲『積極的調整政策』、197ページ、付録「A調整政策、一般方針」を参照されたい。
- 13) 経済調整の方向にかかわるもう一つの政策として「消極的調整政策」をあげることができる。この政策は、輸入の数量・価格規制、高関税賦課、輸出自主規制、市場秩序維持協定、相殺関税、その他非関税措置などの保護貿易的な対外的措置や貿易構造、需要構造の変化の影響を緩和するために個別産業別におこなわれる対内的措置を手段とする消極的な調整政策である。しかし、このような政策は、国際競争力の低下、需要構造の変化によって引き起こされる産業調整の流れに逆流するものであるとされ、その弊害が指摘されるなかで、「積極的調整政策」の重要性が主張されるにいたっている。前掲『積極的調整政策』209～211ページを参照されたい。
- 14) 報告書の原題は、“Transparency for Positive Adjustment: Identifying and Evaluating Government Intervention”（OECD, 1983）。これは、作業部会サブ・グループによってまとめられたものであり、主に、政府補助金の経済的効果にかんする各国の評価方法と制度要因を分析し、共通の政策基盤をさぐることを主題としている。
- 15) 前掲『積極的調整政策』の要約と結論、11ページによる。
- 16) 前掲『積極的調整政策』の第1部B、46～49ページによる。
- 17) 前掲『積極的調整政策』の第2部、142～173ページによる。なお、この部分からの引用については、煩雑さをさけるため、引用ページを文中に示すことにした。

Ⅲ—3 「労働市場の柔軟化」論の発展

以上、「積極的調整政策」との関係で位置づけられた「労働市場の柔軟化」についてみてきたが、次に80年代におけるOECDの「労働市場の柔軟化」そのものについての議論を見ておくことにしたい。¹⁸⁾

『83年提言』以降、OECDは、高水準の失業によって構造調整の必要が明らかであるにもかかわらず、労働市場の硬直性が高まりつつあるという現状に対して、いかにすれば労働市場の柔軟性が向上しうるか、という問題に答えるために、高級専門家グループを組織した。その成果は、1986年『労働市場の弾力性』（以下、『86年報告』とする）と題する報告書にまとめられている。¹⁹⁾

『86年報告』は、1970年代初頭に比べて3倍となった失業の撲滅のみならず、経済効率と社会進歩との間の均衡の回復を課題とするという視点から、正常な成長過程への回帰のための構造上の変動、すなわち構造改革のなかにおいて「労働市場の柔軟化」を考察したものである。²⁰⁾

『86年報告』では、労働の弾力性に影響を及ぼす要因として、労働コスト、雇用条件、労働慣行とその様態、規則と法規、移動性、教育と訓練が取り上げられている。それらとの関わりで「労働市場の柔軟化」の具体化として述べられているものには、次のようなものがある。まず、労働コストの柔軟化については、実質賃金の柔軟化、賃金格差の柔軟化、法定の非賃金労働コストの柔軟化である。雇用条件の柔軟化については、雇用保護措置の柔軟化、雇用形態の柔軟化、などである。労働慣行と労働様態の柔軟化については、作業組織の柔軟化、労働時間の柔軟化があげられている。規則と法規の柔軟化については、労働移動の自由にとって障害となる非関税障壁、環境規制、課税水準や昇進、その他諸規制の柔軟化が指摘される。労働移動については、成長促進のためのマクロ経済政策の強調を前提に、地理的移動と職場移動の促進が指摘されている。最後に教育と訓練については、労働者の態度に大きな影響を与え、職種の移動に貢献するものとして位置付けられている。²¹⁾

ここで重要なのは、改革が必要とされる「構造」には、伝統的な経済政策の結果生じている態度や制度以外のもの、すなわち企業家精神や研究・開発への支出、国際貿易、通貨制度なども含まれているということである。これは、成長が雇用²²⁾に直接結びついていた伝統的なメカニズムが、経済構造の変化のなかでその機能を果たしえないものになったことを含意している。すなわち、失業を低下させるための伝統的政策体系は総需要の拡大政策であるが、この政策の実施は物価上昇の加速という危険性をともなっており、物価を安定的に維持する範囲内での総需要の上昇からは失業の目立った減少が期待できないというわけである。

現代資本主義は、ケインズ政策の後退とともに雇用創出能力を低下させているであり、非ケインズ政策のもとでの不況回復過程において、構造的な雇用創出が必要となっている。このために、従来の政労使の経済主体を含む社会全体における努力が問題とされている。「労働市場の柔軟化」は、ケインズ的なものとは異なる新しい成長と雇用の関係への現代資本主義の模索のなかにおいて考察されているのである。

そして、このような位置づけは、ケインズ的な伝統的政策と失業を解決できない現代資本主義の現状との矛盾への対応として、「経済成長の雇用分を増やすために基本的な対処法を新たに模索しなければならない」という OECD のそれ以降の問題意識に現れているのである。²³⁾

以上のことを前提に、『86年報告』においては、「労働市場の柔軟化」は、どのような役割を担わされているのであろうか。

『86年報告』においては、「労働市場の柔軟化」は、生活の質や労働の質の追求などの「社会的弾力性」をも含むものとして位置づけられている。すなわち、そこでは、達成されるべき目標として、①有効な経済調整、②不断の技術革新、③より多くの雇用による社会問題の処理、④生活の質あるいは労働の質の向上などが挙げられているが、「労働市場の柔軟化」は、このような目標の追求において重要な戦略的役割を演じるのであり、そしてそのことによって経済効率と社会進歩との均衡が追求できるとされている。²⁴⁾

『86年報告』は、「労働市場の柔軟性」がそのような戦略的意義をもつ理由として、次の3点を結論づけている。第1に「労働市場の柔軟性」とは、特別の経済問題と社会的弾力性を含む社会問題との間の架け橋であり、その追求には、当然のこととして、雇用者と経営者の態度の柔軟性、あるいは変革を含んでいるということである。第2に、「労働市場の柔軟性」とは、雇用の保障

と技術革新の間の均衡，さらにはその他の対立するように見えるものとの間の均衡を含んでいるということである。第3に、「労働市場の柔軟性」は、現代の経済問題のうち、短期的解決を迫られるものと構造的、中期的解決を迫られるものの架け橋になるということである。

以上の3点を根拠に、「労働市場の柔軟化」に対して目標実現のための戦略的役割が与えられている。そして、このような戦略的役割を担わされた「労働市場の柔軟化」は、単に経済問題解決のための政策理念としての機能が期待されているだけではなく、経済問題の結果生じる社会問題を解決する理念としても機能することが期待されているということである。

『82年報告』の段階においては、「労働市場の柔軟性」にかかわる問題としては、構造調整を容易にするための労働供給にかかわる措置、すなわち労働移動、訓練、職業紹介などが重視されるとともに、労働市場の硬直化の問題が指摘をされた。それは、労使協定、社会保障制度、賃金の硬直性、所得保障の問題などであった。それにたいして『86年報告』段階においては、変化への調整という問題に加えて、労働者の労働と生活の場における問題についても、戦略的課題としての位置付けが行われているのである。

このこと背景は、1970年代後半において明確になったヨーロッパ諸国における「テラー主義の危機」である。洗練された作業研究・動作研究と能率給に基礎を置くテラー主義的労働編成は、労働者に内容のない仕事と肉体的あるいは精神的負荷をもたらした。このような非人間的労働にたいして、1960年代末より労働者の反発、抵抗が強まり、潜在的あるいは明示的な労働拒否が増大した。すなわち、高欠勤、職場への未定着、不良品の増大あるいは山猫ストの勃発であった。このようななかで「労働の人間化」要求が労働組合の側から問題とされてきた。

他方、企業の側からもテラー主義的労働編成への疑問が投げ掛けられた。それは、労働者の抵抗による能率低下に対する危機意識や、製品市場の状況変化すなわち製品の品質と多様性への要求の増大を反映したものであった。さらに、1980年代にはいり、ME技術革新のなかでの生産の自動化・システム化の進展は、テラー主義的労働編成と間に矛盾をきたし、企業の側からは、「労働市場の柔軟化」の展開、すなわち企業内における労働編成の機能的な柔軟化が問題となってきたのである。²⁵⁾

このような背景のとかかわり、『86年報告』における「労働市場の柔軟化」は、成長と雇用というマクロ的領域から企業内部の労働のかかわる領域にまでその適応範囲を拡大し、「労働の人間化」要求を「労働と生活の質」にかかわる問題として取り込み、その実現による資本蓄積の継続に、労働者、労働組合を動員するイデオロギー的役割を戦略的に担わされることとなった。それは、経済問題の解決に限定されない労働と生活にかかわる社会問題の解決に役立つものとして、「社会進歩」にかかわるスローガンとして機能したのである。以上のような過程を経て、「労働市場の柔軟性」は、その内容を企業内に具体化するなかで、経済調整の実現というレベルから社会問題の解決というレベルへ、そのイデオロギー的役割を拡大したといえる。

- 18) 80年代 OECD における「労働市場の柔軟性」をめぐる議論は、1984年2月の「構造変化下の雇用拡大に関する政府間会議」、1986年2月の「労働市場の柔軟性」をテーマとした労働力社会問題委員会、雇用作業部会、1986年11月の「変貌する経済社会における雇用創出」をテーマとした労働力社会問題委員会大臣レベル会議、その他において行なわれている。

なお、討議内容については、労働省広報室編『労働時報』1984年4月号、1986年6月号、1987年1

月号に紹介されている。また、OECD そのものによる議論の紹介については、「構造的失業：雇用創出政策」（『the OECD OBSERVER』No. 127 1984年3月号）、「変動する経済下での雇用創出」（同、No. 144 1987年1月号）などがある。さらに、OECD、EC および欧州労働組合研究所などのこの時期の議論を紹介したものとして、「労働市場の弾力性」（『海外労働情勢月報』1986年3月号）がある。

- 19) “Labour market flexibility. A Report by a High-Level Group of Experts to the Secretary-General” (OECD, 1986)

Ralf Dahrendorf を中心として作成された同報告を基礎に、OECD 事務局は、1986年2月の労働力社会問題委員会雇用作業部会に討議文書を提出し、同部会での討議を踏まえ、同年“FLEXIBILITY IN THE LABOUR MARKET. The Current Debate” (OECD, 1986) が出版されている。なお、本稿では、紙幅の関係から、この文書の基本認識となった【86年報告】を検討することとした。

- 20) 「労働市場の柔軟性：議論の多い問題」（『the OECD OBSERVER』No. 141 1986年7月号）9ページを参照されたい。この文書は、【86年報告】の内容を紹介したものである。

- 21) これらは、前掲“FLEXIBILITY IN THE LABOUR MARKET. The Current Debate”においてさらに具体化されている。すなわち、労働市場の硬直性として、実質賃金の硬直性、年齢間賃金の硬直性、熟練度別格差の固定化、地域・産業間賃金格差の固定化、最低賃金制度の硬直性、企業内賃金制度の簡明さ、法定非賃金費用の硬直性などの、賃金水準と賃金制度の硬直性ならびに賃金相対関係の硬直性が指摘されている。そして、これとの関わりで実質賃金の下方弾力性の確保、業績対応的な賃金形成、収益性原則に沿った賃金格差形成が主張され、その実現のために労使関係制度が問題にされている。また、このようなもの以外には、雇用保護措置緩和による労働費用の削減、社会保障・福祉の後退による労働力流動化、柔軟な労働者利用あるいは下請け利用、労働時間の短縮などがあげられている。

なお、これらの問題点については、横山政敏「わが国の賃金弾力化と資本蓄積」（『立命館経済学』第38巻第4.5号）139～143ページを参照されたい。

- 22) 前掲“FLEXIBILITY IN THE LABOUR MARKET”7ページ。
 23) 前掲「変動する経済下での雇用創出」を参照されたい。なお、このレポートによれば、1980年代およびそれ以降の労働市場政策の目標として、①失業低下へのもっとも健全な道として、現在の職を保存するための非生産的措置よりはむしろ雇用創出率を向上させる。②新しい就業機会や研修機会が雇用率の向上という結果に結びつくように、労働市場の拡大に際して柔軟性を高める、③求職に際し、特に不利な立場にいる失業注の人々を助け、活動的な生活をおくることができるように、より公正で有効な調整政策を採る、ということが挙げられている。
 24) 各項目については、前掲“FLEXIBILITY IN THE LABOUR MARKET”6～20ページを参照されたい。
 25) 企業内における「労働市場の柔軟性」について、OECD は、1989年末に次のレポートを公表している。“Labour Market Flexibility, Trends in Enterprises” (OECD, 1990)

なお、この問題は、1980年代における日本の経営の評価との関わりで重要な問題であり、より突っ込んだ分析が必要である。しかし、本稿では十分ふれられなかったので、今後の課題としたい。

IV. 「労働市場の柔軟化」と労働政策

OECD における労働市場政策の沿革を、「積極的調整政策」の展開と「労働市場の柔軟化」の発展を中心にみてきた。最後に、このような「労働市場の柔軟化」の経済学的内容について検討を加えるとともに、それらのめざす政策的展開の特徴をまとめておくことにしたい。

Ⅳ—1 「労働市場の柔軟化」と相対的過剰人口

「積極的調整政策」は、1970年代の世界経済の環境変化における先進資本主義諸国の産業構造調整政策として採用されたものであった。「労働市場の柔軟化」は、このような産業構造の「調整」に対応し、さらにケインズ的な現代資本主義の雇用創出能力の低下に対応する構造的雇用創出であった。またそれは、高度成長期において展開した積極的労働力政策の、低成長期における継続であった。

「労働市場の柔軟化」とは、労働力の需給に応じてその市場価格としての賃金の変動し、賃金の変動に応じて労働者の需給が変動するような労働市場の回復、すなわち「賃金の柔軟性」を充たすような労働市場の「柔軟化」である。すでに紹介したように、「積極的調整政策」においても、「労働市場が能率的に機能することは、完全雇用および労働人口と資源一般の適当な割当のための重要な前提条件」であり、「弾力的な労働市場は円滑な構造調整のための決定的な必要条件である」と²⁶⁾とされている。弾力的労働市場のための労働市場調整は、労働力の移動の促進、賃金水準の弾力化の回復、労働力需給における特定の構造的要因（ミスマッチ）の排除を内容とし、したがってこの調整は、構造的雇用創出を目的とした積極的労働力政策を軸とするのである。

しかし、「労働市場の柔軟化」は、本質的にいえば、賃金変動による労働力の移動・配分という一般的どころにその意味があるのではない。たしかに労働力の移動と配分は、労働者人口を特殊な生産部門へ配分する諸法則によって規制されているが、「労働市場の柔軟化」にとっての問題は、労働市場の硬直性の除去ということが、労働力の需給関係にもとづく賃金の変動の背景である相対的過剰人口の累増とその機能に関連していること²⁷⁾ということである。すなわち、「労働市場の柔軟化」の本質的内容は、相対的過剰人口の流動的形態の拡大、しかもその企業内での滞留の利用による過剰人口の累増によって、賃金の一般的変動を確保しよう²⁸⁾ということである。過剰人口の増大は、現役労働者の搾取強化によるものであるとともに、その増大する部分が不安定な雇用就業形態を制度的に強制され、現役労働者軍のなかに組み込まれているということの内容としているのである。このような現役労働者軍にくみこまれた相対的過剰人口の流動的形態の増大による賃金の一般的変動の保障、すなわち剰余価値率の上昇が、「労働市場の柔軟化」の本質的内容である。

このことについて少し立ち入って考察してみよう。ケインズ的な現代資本主義において労働者の雇用は、完全雇用の実現のための経済成長を軸に、社会政策的立法の拡張、体系化によって制度的に保障されたものであった。この社会制度の拡張的再編成、すなわち労働者と使用者との間の集団的取り引きの社会的公認を前提とした労働基準や最低賃金、失業扶助などの制度的体系化は、資本の側の労働者の側に対する権利水準の向上という形態での譲歩であった。それは、経済的効果のうえでは、直接的には個々の自由な取り引きを前提とした市場機能に対する制約という特徴をもったが、より本質的には、資本蓄積の制限、労働市場における賃金の一般的変動の規制を内容とした。しかし、このような規制は、経済成長が保障される限りにおいて資本蓄積と両立しうるものであった。

だが、経済の低成長への移行のなかで、ケインズの雇用創出能力の低下が明らかになり、また、国際関係から規定された新しい価格体系による産業組織の形成が求められ、さらにそれが独占資本に高利潤を保障する価格体系の社会的、国民経済的な形成として展開されなければならないと

き、それらの規制は、資本蓄積にとって、その許容範囲を超えた制限となるのである。低成長期における労働組合の運動の発展とその制度的獲得物、あるいはケインズの現代資本主義が容認してきた社会政策の制度的体系の発展は、賃金の運動が部分的、短期的に利潤を浸食し、資本蓄積の運動からの独立変数化を可能にする条件となる。このようななかで、賃金運動の資本蓄積の従属変数としての位置への回帰、賃金の一般的変動の保障が問題となる。

さらにいえば、このような傾向は、経済構造調整の過程においても促進されることになる。経済構造調整として展開する「積極的調整政策」は、資本の一方での拡大と他方での減価による蓄積構造の変化であり、経営合理化に還元できない産業合理化の過程にほかならない。こうした産業合理化は、蓄積を拡大する個別資本における剰余価値率の上昇とともに、剰余価値率の社会的水準の変更を必要とする。したがって、このような社会的な剰余価値率の上昇にともなう剰余価値量の拡大、いわゆる超過搾取を実現するために、賃金の一般的変動が問題となる。²⁹⁾すなわち、賃金の一般的変動を規制する制度的要因を排除し、この制度的要因によって潜在化していた過剰人口部分を顕在化させ、資本の有機的構成の高度化にともなう相対的過剰人口の創出力の強化と合わせて、その機能の強化をはかろうとするものである。³⁰⁾

相対的過剰人口の増加は、その内部における労働者間の競争を激化させ、その圧力は、現役軍の過度労働と資本への従属を強制することになる。就業者の過度労働は、それ自身が新たな現役軍の採用を抑制することにもなる。このような関係において、労働力商品の需給関係にもとづく賃金の変動は、資本蓄積の範囲に制限されることになる。そして、そのような基礎のうえで運動する需給関係と賃金の相互変動は、単に労働力の移動と配置を促進するだけでなく、それ自身の運動が資本の専制の完成につながるのである。以上の意味において、「労働市場の柔軟化」とは、労働力の移動と配分そのものに意味があるのではなく、それを可能にする相対的過剰人口の生産とそれにとともなう就業労働の剰余価値率の変更を本質的内容とするのである。

26) 前掲『積極的調整政策』144ページ

27) マルクスは、賃金の上昇が資本家に機械を採用させ、これによって労働力の駆逐をはかる対応をとらせるという資本主義弁護論に対する批判とのかかわりで、そのような議論が「労賃の一般的な運動を規制する諸法則、または労働者階級すなわち総労働力と社会的総資本との関連を規制する諸法則を、労働者人口を特殊な諸生産部門のあいだに配分する諸法則を混同している」と批判している。マルクス『資本論』第I巻、邦訳「全集」第23巻b（大月書店、1965年）832ページ。

これは、賃金の運動を考察する場合の重要な指摘である。すなわち、賃金の運動は、需給関係と賃金の相互変動を通じて労働力を移動・配分する領域と、その運動が行われる際の背景となる総労働力と社会的総資本の関係にかかわる領域、すなわち剰余価値の生産と資本の蓄積にかかわる領域があるということである。本稿で、「労働市場の柔軟化」を労働力の移動と配分の問題としてのみ把握しない根拠も、このような指摘にもとづいている。

28) 「労働市場の柔軟化」は、現代資本主義においては、不安定就業者の増大をもたらす。この不安定就業者を理論的にどのように規定するかという問題は、それ自身論争のあるところである。本稿ではとりあえず以上のように規定し、その具体的な展開については別稿で行いたい。なお、この論争については、伍賀一道『現代資本主義と不安定就業問題』（御茶の水書房、1988年）第1編「不安定就業の理論」3～41ページ、加藤佑治『現代日本における不安定就業労働者（増補改訂版）』（御茶の水書房、1991年）序章「不安定就業階層論序説」3～119ページを参照されたい。

29) 経済構造調整およびME化との関連において80年代の「合理化」と超過搾取について取り上げた

ものとしては、戸木田嘉久編『ME「合理化」と労働組合』（大月書店、1986年）がある。

また、戸木田氏の資本主義的「合理化」論とのかかわりで、企業経営合理化に還元されない産業合理化の意味を理論的に問おうとしたものとして、三好正巳氏の次の業績がある。「産業合理化の現段階と労働組合（上）（下）」（『立命館経済学』第38巻第2号、第3号、1989年）、「現代産業合理化論序説」（『立命館経済学』第34巻第1号、1985年）を参照されたい。

- 30) 相対的過剰人口の生産は、資本蓄積と資本主義に独自の生産様式によってもたらされる労働の社会的生産の発展が資本の技術的構成を変化させ、可変資本（労働需要）の相対的減少をもたらすこと、および、剰余価値率上昇のために労働者の供給から労働の供給をある程度まで自立させる資本の傾向が存在すること、などによって規定される。

しかし、ここで問題にした相対的過剰人口の累増は、以上の論理に解消されない側面をもっている。確かに、一方で、1980年代におけるME革命にともなう生産の自動化・システム化の発展から相対的過剰人口の累増を推論できる。他方、現代資本主義の展開は、従来の現代資本主義において、失業扶助や失業事業、福祉制度によって生活を保障されていた部分の保護を撤廃し、その部分にあらためて相対的過剰人口としての機能を果たさせようとする側面をもっているのである。この部分は、現代資本主義がケインズのなものから非ケインズのものへ転換する過程での、相対的過剰人口累増の今日的生産あるいは機能化として特徴づけることができる。

Ⅳ—2 「労働市場の柔軟化」に向けた規制緩和

以上、「労働市場の柔軟化」の経済学的内容についての検討を行ったが、最後にこの「労働市場の柔軟化」を基準とする政策体系の展開方向を整理し、その評価を簡単におこなっておきたい。

ケインズの現代資本主義における労働者の雇用は、雇用創出と解雇規制によって保障される。また、失業については、失業保険などの失業救済対策政策、社会保障政策などが対応することになる。さらに、このような枠組みは、産業民主制にもとづく労働者の参加を前提とした経済成長によってその基礎をあたえられたものであった。

完全雇用のための雇用創出は、経済成長によって実現されるものとして、経済成長の領域に属するとされる。これに対して、失業救済対策、社会保障政策は、経済政策ではなく社会政策であり、また解雇規制も市場の社会的規制措置として社会政策の領域に含まれるのである。

このような枠組みに対して、市場のメカニズムによってこそ最も効率的な資源配分が行われるとする新自由主義的経済政策は、「労働市場の柔軟化」を目的とする規制緩和を主張する。すなわち、労働者保護の政策化は、労働市場における自由な取り引きへの介入であり、また産業民主制による労働組合の力量の増大についても、同様の理由で問題とされるのである。したがって、労働政策に関する規制緩和との関連においては、社会政策の後退にかかわる雇用政策の展開と労使関係制度の改革が問題となるのである。

労働市場の規制緩和は、すでに見たように、雇用政策の領域においては、個々の労働者が能力を活かせる職につけるよう労働力の移動・配置をすすめる労働力流動化政策、「積極的労働力政策」の継続強化として行われる。そのために、職業訓練をすすめる、労働力募集方法の規制緩和³¹⁾を行うことで、労働市場のミスマッチを解消するという構造的雇用創出が、政策の軸点になる。すなわち、労働力の移動は、労働力の需給にミスマッチがあることで停滞するのであり、ここにおける失業は構造的失業として把握される。この構造的失業者とは、熟練や資格をもたない青年労働者、女子労働者であり、さらには熟練や資格が陳腐化した高齢労働者である。これらの就業が

困難とされる労働者層に対して、職業訓練を施し、雇用就業形態の多様化を促進することで、就労を促進するのである。また、賃金の弾力性の回復のために、最低賃金で賃金構造全体を下支えし、相対賃金に硬直性を持ち込むことに非難があびせられ、最低賃金の格差が構造調整に役立つということになる。このような過程の基礎には、離職者にたいする雇用保険受給の締めつけが存在するのである。いいかえれば、労働者を労働力層として階層的に類別し、従来の保護対象の労働者を労働力として位置づけなおし、就労促進の対象とすることが雇用政策の狙いとなる。それは、従来の保護基準を切り下げを前提とした、就労の強制を本質としている。

労使関係における規制緩和においては、労働基準と団結を保障する労使関係制度の機能変化が問題となる。³²⁾ 従来の労使関係制度は、資本と賃労働の関係を労働力商品の売買契約関係として、すなわち労働商品の売買をめぐる当事者間の労働関係としてとらえ、なおかつそれが従属的労働関係であるものとして把握されていた。市民法の自由・対等の原則にもとづく合理的取り引きの障害としての従属労働関係の克服は、労働契約を基礎にして、個別労働関係を対象とする法体系および集团的労働関係を対象とする法体系によって実現されることになる。

労使関係の制度化の進展によるその機能変化とは、このような労働関係を契約関係を重点にとらえなおし、従属的労働関係の法的規制を後退させることによって行われる。すなわち、労働関係の契約重視は、派遣労働者、パートタイマーなどの不安定就業者を、非典型・非正規の労働者として法的に承認し、その契約条件の明確化をもってこれらの労働者の労働関係における契約性を保障しようとするものである。³³⁾

このことは、契約の当事者として労働者に職場における市民的権利を保障する一方、労働関係に対する労働組合の関与・介入を不要なものにすることとなる。労働契約条件の保障は法定に確保され、団体交渉と労働協約による保障はその必要性を喪失するか、あるいは契約条件の法的基準化に従属することでその重要性を低下させるのである。

さらに、個別的労働関係については、次のような機能低下が起こる。すなわち、個別労働関係の労働条件の「明確化」のため、現実の複雑・多様な労働関係は、典型・非典型、正規・非正規に類型化され、そのまま追認されることとなる。このような労働関係の構造化は、労働基準の法的基準保障にも構造化を引き起こす。個別労働関係における法的基準保障の構造化によって、不安定就業者の役割は、もはや補助的・臨時的なものではなく、恒常的・独自のものとなり、職務内容からみれば正規従業員とされるべきものにもかかわらず、雇用・就業形態の違いから制限的な権利しか享受できず、さらに解雇規制によって保護されないものとなる。

以上、労働政策に関わる規制緩和は、現実の複雑・多様な労働関係を法的に承認し、個別的労働関係における労働基準の低下をはかること、集团的労働関係における労働組合の規制力を低下させることを基盤に、最低賃金、失業保障の柔軟化をはかり、「積極的労働力政策」の継続として労働力の流動化を促進することが枠組みとなる。この枠組みは、失業者に就業を強制し、産業合理化を促進することを本質としているのである。そして、このような「労働市場の柔軟化」を基準とした労働政策の実施、いわゆる規制緩和は、社会政策にとっては、その社会政策的措置の経済政策への従属をもたらす。それは、社会的規制力をもたない労働政策でしかないのである。

31) 前掲「構造的失業：雇用創出政策」においては、次のような見解がのべられている。「——1950年代と1960年代においては、労働市場政策の第1の役割は、労働力が経済の成長部門へ移動できるように、

労働力保給の調整を行うことであった。

景気後退の期間は、高水準の失業が社会のある階層——とりわけ青少年層、移民そして女性——に偏ってみられたこともあり、労働市場政策と労働力政策は、これらの階層を保護したり彼らの職をつくりだそうとしたりする防衛的役割を果たしていた。今日では、景気回復が広く実現可能なものとなったため、構造問題だけがのこされており、労働力政策の矛先は再び転換されなければならなくなった。今必要なことは、構造変化という観点にたった雇用創出の積極的戦略、すなわち構造的雇用政策である」。22ページを参照されたい。

- 32) 労働市場の調整と団体交渉の関係については、「労働市場弾力性を通しての失業削減」（『the OECD OBSERVER』No. 149 1987年12月号）12～14ページを参照されたい。また、労働市場の柔軟化と労使関係の分権化との関連については、三好正巳「産業合理化と労働改革（上）（下）」（『立命館経済学』第35巻第2号、第3号、1986年）、朝日吉太郎「ドイツにおける労働市場の柔軟化問題について」、福原宏幸「80年代フランスの労使関係と労働市場のフレキシビリティ」（両論文とも『経済学雑誌』第94巻第3・4号、1994年）を参照されたい。
- 33) 「非正規労働力の積極的活用は、日本に限らず欧米先進資本主義国にも共通してみられる」ことであり、「失業を減らすためには労働市場の弾力労働を促進するべきという観点から従来の規制が緩和され、期限付雇用が増加している」ということが指摘されている。石畑良太郎／牧野富夫編『社会政策——国際化・高齢化・雇用の弾力化』（1995年、ミネルヴァ書房）所収、伍賀一道「雇用・労働市場と社会政策」105～107ページを参照されたい。

V 残された課題

本論文においては、OECDの「積極的調整政策」と「労働市場の柔軟化」の背景と内容を紹介し、その経済学的内容と社会政策にとっての意味を考察した。しかし、問題意識との関わりにおいては、当然、残された課題は多い。すなわち、このようなOECDの政策展開は、それぞれの先進資本主義国の国内的状況に規定され、産業合理化として展開するものであり、それぞれの資本主義における特殊性を規定する要因の分析が必要である。

1980年代の日本についていえば、「労働市場の柔軟化」にむけた規制緩和は、ドル高でゆがめられた日米の産業構造の調整に向けた圧力、協調介入による円高の進行という状況のなかで、取り組まれることになった。このような状況のなかでの独占資本の高利潤追求は、過剰蓄積の処理と、それによって生じた貨幣資本に利潤を保障する金融的環境の整備の過程で進行した。そして、これに対応する規制緩和は、労働大臣の私的諮問機関である「労働基準法研究会」の各報告に主導され、合理化・省力化投資が引き起こす大量人員削減への対処、メカトロニクス化にともなう基幹労働力のスリム化、非正規労働力の大量利用に対応する労働市場の構造変化を課題として進行した。これは、低成長と製品市場の多様化に対応する柔軟な生産体制を確立するために、企業内労使関係の形成、労働市場の企業分断化をめざすドイツとは異なったものである。

このような規制緩和の課題とそれが労働力に与える影響の相違を明らかにするために、それぞれの資本主義国における独占資本の蓄積、特に労務管理の技術と組織の基礎にある職場における機械と作業との関係、およびその展開が解明されなければならない。メカトロニクス機器の導入に伴う生産諸力の総体システム化は、資本蓄積に形態的特徴をあたえる。それは、仕事や職務に

よる労働者の等級編成と結びついて作業組織の構造，それに規定された労働関係の階層編成を明らかにする必要がある。

資本主義国における産業合理化は，かくして，その国際的規定要因，国内的規定要因および生産方法の発展を基礎とする独占資本の資本蓄積の形態的特徴をもって明らかにされるのである。